

新型コロナウイルス感染症に罹患しない、また拡大させないため、日常の健康観察、マスクの着用、手指消毒を徹底してください。

### 新型コロナウイルス感染症 Q&A

新型コロナウイルス感染症(COVID-19)について、学生や教職員からよく寄せられるお問い合わせを、Q&Aにしました。随時、更新しますのでご参照ください。

(COVID-19 についての一般的な Q&A は、厚生労働省 HP「新型コロナウイルスに関する Q&A(一般の方向け)」を参照してください。

→ [https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/dengue\\_fever\\_qa\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00001.html)

#### 【感染の有無に関すること】(学生・教職員)

Q1; 感染したか不安がある場合、誰に連絡すればよいですか？

Q2; PCR検査の結果、陽性と判定されました。学内の誰に連絡すればよいですか？

Q3; 陽性の結果は、どこまで公表されますか？(学生)

Q4; 感染したことは、就活で伝える必要はありますか？(学生)

Q5; PCR 検査を受けることになった場合、大学への連絡は結果が出てからで良いですか？(学生・教職員)

Q6; 発熱した場合、どこの病院へ行ったら良いですか？(学生・教職員)

#### 【感染の有無に関すること】(教職員)

Q; 県大学生が学外でクラスターが発生したというニュースがありました。

このことにより、保育園やこども園など自分の子供関係や、家族の勤務先関係から問い合わせがあった場合、どのように答えたらよいですか？

Q; 新型コロナワクチン接種を受けに行くのは業務内、休み扱いのいずれになるのですか？

Q; 同居する家族が濃厚接触者となり自宅待機となった。身の回りの世話が必要な家族のため自宅待機期間中、自分も自宅で世話をしないとならない。勤務の取り扱いはどうなるのか？

#### 【療養に関すること】(学生・教職員)

Q1; 初回の報告後も、学生は学生室、教職員は総務室に随時連絡が必要ですか？

Q2; PCR検査で陰性と判定されました。直ぐに登校してよいですか？

Q3; 同居家族が PCR 検査を受けることになった場合、登校は可能ですか？

Q4. PCR 陽性後、保健所に指示された療養期間が済みましたが、直ぐに大学に出てきてよいですか？

・保健所から復学・復職の許可の連絡がありました。このまま学校に行ってもよいですか？

#### 【療養中の授業や実習に関すること】(学生)

Q1; 出席できない授業について、すべての担当教員に連絡は必要ですか？

Q2; 授業や実習の出席日数が不足します。単位認定に影響しますか？

Q3; 登校停止(療養期間)中、遠隔授業を受講することはできますか？

Q4; 登校停止(療養期間)中、課題提出をどうすればよいですか？

#### 【こころや身体の健康に関すること】(学生)

Q1; こころや身体の健康面で登校するのに不安が生じた場合どうすればよいですか？

Q2; 他の学生への感染に責任を感じます。どうすればよいですか？

Q3; 感染者を責める気持ちがわいてきます。どうしたらよいですか？



### 【感染の有無に関すること】(学生・教職員)

**Q1; 感染したか不安がある場合、誰に連絡すればよいですか？**

A1; 下記の問い合わせ先に連絡して指示を受けてください。

○症状がある場合⇒「かかりつけ医」に電話相談

「かかりつけ医」がない場合、受診できなかった場合

静岡県発熱等受診相談センター(24時間電話相談) ☎054-249-2221

○症状がない方の一般相談は、静岡市新型コロナなんでも相談ダイヤル

毎日 9:00～20:00 ☎0570-08-0567

**Q2; PCR検査の結果、陽性と判定されました。学内の誰に連絡すればよいですか？**

A2; (濃厚接触者を含め)直ちに学生は学生室 e-mail: [gakus@u-shizuoka-ken.ac.jp](mailto:gakus@u-shizuoka-ken.ac.jp) tel: 054-264-5009、または

下記 ホームページの入力フォームに記入: <https://req.qubo.jp/u-shizuoka/form/houkoku>

教職員は、総務室 e-mail: [soumu@u-shizuoka-ken.ac.jp](mailto:soumu@u-shizuoka-ken.ac.jp) tel: 054-264-5102 に連絡してください。

その際保健所の指示のあった療養期間、入院・自宅療養の別等を伝えてください。

療養期間中は[健康観察表](#)の記録をお願いします。

**Q3; 陽性の結果は、どこまで公表されますか？(学生)**

A3; 学部名や学年、氏名を他学生に公開することはありません。

大学としての公表について(静岡県の基準に則る)は、プライバシーに配慮し、必要最小限の公表とします。

**Q4; 感染したことは、就活で伝える必要はありますか？(学生)**

A4; 必要ありません。(ただし、医師や保健所に指示された療養期間の行動規制は必ず守ってください。)

**Q5;PCR 検査を受けることになった場合、大学への連絡は結果が出てからで良いですか？(学生・教職員)**

A5;いいえ。結果が出ていなくても、検査を受けることになった時点で、直ぐに大学に連絡してください。メールでも構いません。また、同居家族やシェアハウス等、一緒に生活している方がPCR 検査を受けることになった場合も、その旨を連絡してください。

学生は学生室 e-mail: [gakus@u-shizuoka-ken.ac.jp](mailto:gakus@u-shizuoka-ken.ac.jp) tel: 054-264-5009

教職員は総務室 e-mail: [soumu@u-shizuoka-ken.ac.jp](mailto:soumu@u-shizuoka-ken.ac.jp) tel: 054-264-5102

**Q6;発熱した場合、どこの病院へ行ったら良いですか？(学生・教職員)**

A6;かかりつけ病院があればかかりつけ病院に、まず電話で受診できるか確認してください。かかりつけ病院での対応が不可能な場合や、かかりつけ病院がない場合は、(静岡県在住の場合)静岡県発熱等受診相談センターに問い合わせをしてください。インフルエンザの流行時期と重なっております。体調不良の場合は早めに休息・受診を心掛けてください。

**【感染の有無に関すること】(教職員)**

**Q;県大学生が学外でクラスターが発生したというニュースがありました。**

**このことにより、保育園やこども園など自分の子供関係や、家族の勤務先関係から問い合わせがあった場合、どのように答えたらよいですか？**

A;6月16日付けで、学長から全教職員及び全学生あてにメールが配信されています。

(メール内容抜粋:「感染者および濃厚接触者につきましては、現在、保健所の指導に従い、療養又は自宅待機を行っているところであります。学外において長時間にわたる会食をしたことにより感染が広がったと考えられます。現時点では、学内での感染拡大の心配はないものと判断し、明日の授業は予定通りおこないます。」)

これに基づき、「保健所の指示のもと感染防止対策を引き続き行いながら通常業務が継続されています」と返答ください。

**Q;新型コロナワクチン接種を受けに行くのは業務内、休み扱いのいずれになるのですか？**

A;5月27日付け全教職員あてにメールが配信されています。

(内容抜粋:「令和3年5月26日付け静公法第24号にて新型コロナワクチン接種(全学公費で行われるものに限る。)のため、勤務時間中に自宅又は勤務公署と医療機関等を往復することは、「職務専念義務免除」とする通知を行ったところですが、副反応(副反応と思われる症状を含む)発生時も職務専念義務免除扱いとなりますので承知ください。」)

職免を申請する際は、ワクチン接種証明書、ワクチン接種記録書など接種済みが分かる文書のコピーを添えて総務室へ提出ください。

**Q;同居する家族が濃厚接触者となり自宅待機となった。身の回りの世話が必要な家族のため自宅待機期間中、自分も自宅で世話をしないとならない。勤務の取り扱いはどうなるのか？**

A;濃厚接触者の家族に行動制限はありません。特別な対応は不要です。引き続きマスクの着用や手指消毒などの基本的な感染予防対策をとってお過ごしください。健康観察表の記録をお願いします。

自宅で一緒に待機する場合は、勤務が可能ならば在宅勤務、常勤職員は看護休暇(年5日迄)または年次有給休暇、非常勤職員は年次有給休暇等を使用することになります。

濃厚接触者の方は他の家族への感染予防のため、なるべく別の個室でお過ごしください。

ご自身や濃厚接触者である家族に体調の変化がある場合は、早めにかかりつけ医や発熱等受診相談センターへお問い合わせし、受診をお願いします。(静岡県 HP [pref.shizuoka.jp](http://pref.shizuoka.jp))

医師の判断でコロナの検査を受けた場合は、検査結果が出るまでは念のため不要不急の外出は控えるなどのご協力をお願いします。検査を受けた日から結果が出るまでの期間は職務免除になります。

**【療養に関すること】(学生・教職員)**

**Q1; 初回の報告後も、学生は学生室、教職員は総務室に随時連絡が必要ですか？**

A1; 療養期間について、変更があった場合は速やかに連絡してください。

特段変更がない場合は、医師、保健所の指示の期間が終わった段階で連絡してください。

**Q2; PCR検査で陰性と判定されました。直ぐに登校してよいですか？**

A2; (濃厚接触者も含め)陰性後も療養期間として自宅待機を指示される場合があります。

医師、保健所の指示を学生は学生室、教職員は総務室に伝え、相談の上判断してください。

濃厚接触者は陽性者と最終接触日の後 7 日間の自宅待機になります。(R4.1.28 付)

待機期間中に症状が出たら、速やかに保健所へ連絡してください。この場合は大学にも連絡してください。

**Q3; 同居家族が PCR 検査を受けることになった場合、登校は可能ですか？**

A3; 同居者が感染者でないと判明するまでは濃厚接触者の可能性があります。PCR 検査や自宅待機の必要性について、同居者が PCR 検査を受けた医療機関に相談してください。

**Q4. PCR 陽性後、保健所に指示された療養期間が済みましたが、直ぐに大学に出てきてよいですか？**

A.; 熱や咳などの風邪症状がなければ大学に出て来て構いません。(発症後 10 日間で症状軽快 72 時間経過後)

ただし症状がある場合は、医療機関を受診し、適切な処置を受けてください。

無症状病原体保有者は、検査後 7 日間の自宅療養です。症状が出たら速やかに保健所へ連絡してください。

・保健所より復学・復職の許可がでましたら、学生は学生室、教職員は総務室に連絡を入れてください。

復学・復職の手続きに学校にいられたら、まずは医務室で体調の確認をさせていただきます。

その際には[健康観察表](#)をお持ちになって来てください。その後に学生室・総務室へ手続きにまわってください。

**【療養中の授業や実習に関すること】(学生)**

**Q1; 出席できない授業について、すべての担当教員に連絡は必要ですか？**

A1; 必要ありません。体調を考慮し、学生室から担当教員に一括して連絡をします。ただし、課題の提出など、個別に実施するものについては各自連絡してください。

**Q2; 授業や実習の出席日数が不足します。単位認定に影響しますか？**

A2; 公欠扱いや補講となるかなどは、担当教員に連絡をして、指示に従ってください。

**Q3; 登校停止(療養期間)中、遠隔授業を受講することはできますか？**

A3; 医療機関への入院中は控えてください。自宅等での療養期間であれば、遠隔授業を受講することはできます。その際、担当教員に連絡をして、指示に従ってください。

**Q4; 登校停止(療養期間)中、課題提出をどうすればよいですか？**

A4; 医療機関への入院中は控えてください。自宅等での療養期間であり、授業を受講できた場合、必要に応じて担当教員に連絡をして、指示に従ってください。

**【こころや身体の健康に関すること】(学生)**

**Q1;こころや身体の健康面で登校するのに不安が生じた場合どうすればよいですか？**

A1;登校してよい場合、学生室や健康支援センター、学部等のアドバイザー教員と相談してください。

**Q2;他の学生への感染に責任を感じます。どうすればよいですか？**

A2;誰もが感染するリスクがあるものなので、あなたが責任を感じる必要はありません。事実等を大学に伝えていただければ、大学、学部の責任において対応します。つらい気持ちになる場合は、教員や相談室などで話をしてください。

**Q3;感染者を責める気持ちがわいてきます。どうしたらよいですか？**

A3;こうした危機的な状況では、ストレス反応として、自分や他人を責めるような気持ちが出ることがあります。普段ならできている冷静な判断ができなくなり、不用意な言動をしがちです。自分の言動や発信で誰かを傷つけ、回り回って自分に返ってくることにもなりかねませんので、こういう時こそ、いつも以上に慎重に、自分を大切にする意識が必要です。どうしてもモヤモヤしてしまう気持ちは、信頼できる大人に限定して(家族、教員、相談室など)聞いてもらうようにしてください。

健康支援センターホームページの『相談室だより』でも、こころの健康を保つために役立つ情報を載せていますので、ご覧ください。 [心の健康を守るために～健康支援センターから～](#)(PDF)

つらい時には、一人で抱えずに相談してください。

健康支援センター相談室	草薙キャンパス	小鹿キャンパス
利用時間	月～金曜日 10時～16時	木曜日 11時～15時 金曜日 10時～16時
予約方法	soudan8@u-shizuoka-ken.ac.jp	保健室へ TEL054-202-2624
場所 ※リモート可	一般教育棟 1階(2102-3)	教育棟 3階 面接室(356)



## 学外でも相談できます

名称	内容	運営機関	相談方法	相談 可能日時	対応
誹謗中傷 ホットライン	インターネット上の 誹謗中傷に関する 相談	(一社) セーファー インターネット 協会	インターネット <a href="https://www.saferinternet.or.jp/hibouform/">https://www.saferinternet.or.jp/hibouform/</a>	24 時間	・本人に代わり プロバイダ等への 削除依頼 ・人権等の相談機 関紹介 ・警察への通報助言
みんなの 人権 110 番	人権全般に 関する相談窓口	法務省	電話 0570-003-110	月～金曜日 8:30～17:15 *祝祭日を除く	・関係機関の紹介 ・当事者間の関係 調整 ・人権侵害を行った 者への改善要請 ・本人に代わり プロバイダ等への 削除依頼
外国人の為 の人権相談	日本語を自由に話 すことができない方 からの人権問題全 般に関する相談窓 口(10 言語対応)		電話 0570-090-911	月～金曜日 9:00～17:00 *祝祭日を除く	
法務省 インターネット 人権相談窓口	人権全般に関する 相談窓口		インターネット <a href="http://www.jinken.go.jp">http://www.jinken.go.jp</a>	24 時間受付	
静岡県人権 啓発センター	人権全般に関する 相談窓口	静岡県	電話 054-221-3330	月～金曜日 9:00～16:30 *祝祭日を除く	・傾聴、助言、 アドバイス ・専門機関等の案内
若者こころの 悩み相談窓口	こころの悩みを抱え る若者または その家族	静岡県 障害福祉課	電話 0800-200-2326	24 時間対応	・問題解決につながる アドバイス ・寄り添い

詳しくは、静岡県のホームページ <http://www.pref.shizuoka.jp/kenmin/km-110/stop-madoguchi.html> を  
ご覧ください。



# 健康観察表

出勤・登校日の朝まで健康チェックしてください

\* 体調不良や病院受診、保健所での相談・検査などされた場合、罹患又は感染の疑いがある場合

事務局に連絡してください。

教職員：総務室 mail: soumu@u-shizuoka-ken.ac.jp tel: 054-264-5102



『発熱等の症状がみられる場合』

学生：学生室 mail: gaku@u-shizuoka-ken.ac.jp tel: 054-264-5009

症状消失・解熱後、解熱剤を使用せずに  
平熱が3日間続くまでは出席停止です

学生報告フォーム [https://req.qubo.jp/u\\_shizuoka/form/houkoku](https://req.qubo.jp/u_shizuoka/form/houkoku) →

教職員：所属 \_\_\_\_\_

学生：学籍番号 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

待機・療養場所 \_\_\_\_\_

自宅

\* 発症日・接触日に◎

\* 出席した所に○、欠席した所に×

日付	曜日	体温	解熱剤	症状のある所に○										就業・授業・サークル部活・アルバイト・旅行など													
				熱感	だるい	息切れ	咳	鼻	のど痛	頭痛	下痢	味覚異常	嗅覚異常	その他	午前		午後			課外活動	アルバイト	その他					
															1時限	2時限	3時限	4時限	5時限								
		朝	°C																								
		夕	°C																								

\* 発熱や倦怠感など体調不良がある場合は、かかりつけ医に電話で相談しましょう

「かかりつけ医」がない場合『発熱等受診相談センター』で24時間電話相談を受けています

静岡県発熱等受診相談センター（24時間電話相談）☎054-249-2221

症状がない方の一般相談は、静岡市新型コロナなんでも相談ダイヤル 毎日9:00～20:00 ☎0570-08-0567

出席停期間

～

確認印

医務室

学生室